



ゴミのお話

～ ニュースを理解するための基礎知識 ～



私たちの豊かな生活の裏側では、毎日たくさんのごみ（廃棄物）が発生しています。山梨県内でも、時々、廃棄物に関するニュースが報道されています。今回は、知っているようで、意外と知らない廃棄物の基礎知識についてお話します。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、法）で、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに区分されています。

産業廃棄物とは、事業活動（例えば工業、建築・土木業、商業など）によって出された廃棄物のうち、「燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・その他」を指します。「その他」とは、法施行令で具体的に、どんな業から発生したどんな廃棄物かが細かく定められています。例えば、建設業などから出た木屑がそれに該当します。

そして、産業廃棄物以外の家庭等から発生するものを一般廃棄物と呼びます。また、事業活動により発生した廃棄物でも、前述の7種に含まれないものは一般廃棄物となります。

では、これら廃棄物はどのように処理されているのでしょうか。

そのひとつはリサイクルです。アルミ・スチール缶、PET ボトル、最近パソコンや、産業廃棄物では家屋解体時に発生する木材などもリサイクルされています。

リサイクルされないものは、最終処分場で埋め立て処分されます。最終処分場には、一般廃棄物最終処分場と安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の4種類があります。一般廃棄物最終処分場は、一般

廃棄物の焼却灰や不燃物等を処分します。後者3つはどれも産業廃棄物を処分しますが、それぞれ処分できる廃棄物の種類と施設の構造（特に排水施設など）が異なります（表）。安定型＜管理型＜遮断型の順に、多くの種類の廃棄物を処分できますが、その分設置や維持管理にコストがかかります。

表 産業廃棄物最終処分場の種類

	処分できる廃棄物	排水施設等
安定型	廃プラスチックや金属など、埋め立てても危険の少ないと考えられる廃棄物	水質検査用の採水施設あり
管理型	特別管理産業廃棄物(PCB汚染物など特に危険なもの)を除く廃棄物	遮水シート敷設、排水処理施設あり
遮断型	特別管理産業廃棄物を含むすべての廃棄物	屋根・壁で外部と遮断し雨水などを流入させない

多くの場合、最終処分の前に、焼却、破砕、コンクリート固化、溶融固化などの中間処理を行います。

中間処理は、廃棄物をより安全な状態にすることで、安定型や管理型で処分できる様にしたたり、処分場周辺への影響を軽減することが目的のひとつです。また、焼却のように廃棄物の体積を減らすことで、貴重な処分場の寿命を延ばしている場合もあります。

私たちの豊かな生活の影では、毎日大量の廃棄物が発生しています。そのことを意識して、廃棄物に関するニュースに興味を持ってください。今回のお話はその理解の一端になれば幸いです。

（環境科学部）